

平成25年(行ウ)第10号 損害賠償等請求事件 (住民訴訟)

原告 河濟盛正ら 外44名

被告 山口県知事

外2件

第 1 1 準備書面

2015 (平成27) 年9月4日

山口地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 田 川 章 次



同 訴訟代理人弁護士 内 山 新 吾



同 訴訟代理人弁護士 小 沢 秀 造



同 訴訟代理人弁護士 堀 良 一



同 訴訟代理人弁護士 永 井 光 弘



同 訴訟代理人弁護士 浅 野 正 富



同 訴訟代理人弁護士 嶋 田 久 夫



同 訴訟代理人弁護士 丸 山 明 子



同 訴訟代理人弁護士 仁 比 聰 平



同 訴訟代理人弁護士 石 口 俊 一



同 訴訟代理人弁護士 則 武 透



同 訴訟代理人弁護士 米 倉 大 樹



同 訴訟代理人弁護士 内 山 傑 史



同 訴訟代理人弁護士 平 尾 真 吾



被告第7準備書面に対し、以下とおりに反論する。

なお、被告の整理に合わせ、平成25年(行ウ)第10号事件を「第10号事件」、平成27年(行ウ)第1号事件を「第1号事件」と摘示する。

第1 被告第7準備書面第1について

被告の主張を整理すると、第10号事件の監査請求と第1号事件の監査請求とは、監査対象としては同一行為であるところ、第1号事件については、最初の監査結果の通知(平成25年8月2日)から既に30日以上が経過しており、出訴期間の要件を満たさないとの主張であるものと思慮されるところ、かかる主張が失当である、あるいは公正かつ迅速及び信義誠実な訴訟追行の要請に反することは、原告第10準備書面第1で指摘したとおりである。

確かに、被告第4準備書面では、訴えの変更における請求の基礎に変更があるかどうかという意味での「同一性」についての議論がなされているが、同書面2頁上から5行目以下にも記載のとおり、上記議論は、被告第2準備書面第2、2における「村岡の対象となる行為と山本の対象となる行為は別で、(監査対象としての)同一性がないにもかかわらず、村岡に関して、住民監査請求を経ることなく、いきなり、本訴で請求の趣旨を追加しているところ、これは監査請求前置の要件を欠き、不適法である」との主張に対し、貴庁から、原告らの訴えの変更について、民事訴訟143条1項の要件を充たさないとして訴えの変更を許さない旨の決定を求める趣旨を含むものかどうかとの釈明を受けてなされたものである。原告らは、被告の上記主張を受け、行為主体が異なることも考慮し、改めて監査請求を経た上で、第1事件を提起した次第である。

第2 被告第7準備書面第2について

1 本件郵送費の支払担当者の所属課

被告より「総務事務集中化基本マニュアル」(乙1)の提出があり、本件郵送費の支払担当者(支出負担行為・支出命令者)の所属課は、「学事文書課」ではなく、「給与厚生課」であるとの確認がとれたので、別紙本件郵送費に係る支出負担行為・支出命令記載のとおり、上記担当者の所属課を訂正する。

2 財務会計行為の特定

被告は、本件訴えのうち、損害賠償請求(地方自治法242条の2第1項4号、以下「4号請求」という)について、違法性判断の対象となる財務会計行為が、計数的に漠然とした、あるいは、論理的に数額が特定できない訴えについては、「特定性」を欠くとして却下されるべきである旨主張する(5頁下から10行目)。

しかし、本件では、被告が中国電力に対して補足説明を求める際に送付した書面の郵送費(以下「本件郵送費」という)については、別紙本件郵送費に係る支出負担行為・支出命令記載のとおり、各送付書類について、郵送にかかった経費、支出負担行為・支出命令日及び担当者が明らかとなっており、違法性判断の対象となる財務会計行為が、個別・具体的に特定されている。

また、金額の多寡は、条文上、4号請求の要件とされていない。住民訴訟制度の目的の一つである「地方公共の利益の擁護」は、訴権が与えられている者が住民一般であることに対応して、広く地方公共団体の違法な財務上の行為に対して地方公共団体の行政の公正と住民全体の利益を保障するためのものであるとの趣旨であると解されていること(原告第3準備書面第1, 2(2))に照らせば、解釈上も、要件とされるべきではない。

したがって、4号請求つき、財務会計行為の「特定性」が認められるというべきである。

3 損害額の立証

被告より、民事訴訟法248条について、「数额は、…一定の範囲に限定・特定されており…」との指摘があり、同法の適用の前提として損害額を一定範囲で限定・特定することが必要であるかのような記載がある（5頁下から8行目）。

しかし、同法は、損害額について厳しい事実立証を被害者に求めることは、被害者救済の目的を達しがたく、社会的公正・正義に合致しないとの考えに基づき、かつ諸外国の立法例を考慮して、改めて立法化されたことに照らせば、損害額の算出の具体的根拠は、相当穏やかでも、法的に是認されるから積極的に適用されるべきである。また、損害額の金銭的評価は、事実問題というよりは法律問題であり、裁判所の裁量評価が認められるというべきである（賀集唱ほか編『別冊法学セミナーno194 基本法コンメンタール民事訴訟法2』279頁〔奈良次郎〕（日本評論社、2007））。

本件損害は、抽象的には、本件許可申請後、各知事による判断留保期間中、公有水面埋立免許に係る事務に支出された人件費と事務関連費である。かかる損害額の具体的立証がその性質上極めて困難であることは、既に指摘した（原告第6準備書面13頁上から13行目）。

したがって、4号請求は、損害額の立証不十分を理由として排斥されるべきではない。

以 上

本件郵送費に係る支出負担行為・支出命令

	送付書類	作成日・発送日	作成者	発送者	郵送方法	郵送にかかった経費	支出負担行為日・支出命令日	支出負担行為主査・支出命令者	支払日	備考
1	「設計概要変更・工事竣工期間伸長許可申請書及び添付図書に関する補足説明について」と題する書面	H24.10.23	山口県土木 建築部港湾 課長	港湾課 たなべ	普通 (定型外)	120円	H24.11.15 (10月分)	給与厚生課 主査：坂本 (暫) 担当：新庄	H24.11.30 (10月分)	第1回目の補足説明の依頼(甲9の2)。
2	同上	H24.11.22	同上	港湾課 たなべ	同上	同上	H24.12.14 (11月分)	同上	H24.12.27 (11月分)	第2回目の補足説明の依頼(甲9の4)。
3	同上	H25.01.04	同上	港湾課 葛原良樹	同上	同上	H25.02.18 (1月分)	同上	H25.02.28 (1月分)	第3回目の補足説明の依頼(甲9の6)。
4	同上	H25.01.30	同上	港湾課 葛原良樹	同上	同上	同上	同上	同上	第4回目の補足説明の依頼。
5	同上	H25.03.19	同上	港湾課 葛原良樹	同上	同上	H25.04.15 (3月分)	同上	H25.04.30 (3月分)	第5回目の補足説明の依頼。
6	同上	H26.05.14	同上	港湾課 右田宗聖	同上	同上	H26.06.13 (5月分)	給与厚生課 主査：阿武 担当：村上	H26.06.30 (5月分)	第6回目の補足説明の依頼。